

金融庁と日銀の縦割り打破（金融庁検査と日銀考査の一体的運用について）

令和2年10月27日
自由民主党政務調査会
財務金融部会・金融調査会

1. 現状認識

金融庁は金融システムの安定、金融仲介機能の発揮や利用者利便・保護の観点から、法律に基づき業態横断的に検査・監督を行なっている。日本銀行は経済・物価安定の基盤となる決済システムと金融システムの安定を図る「最後の貸し手」として、考査契約に基づき金融機関の経営やリスク管理の状況を把握している。このように金融庁検査がプルーデンス及びコンダクトリスク双方に重点を置き、日銀考査が流動性を始めとするプルーデンスを中心とするなど両者は異なる観点から金融機関のモニタリングを行っているものの、重複している部分もあり、受け入れ側の金融機関の二重負担となっている。

加えて、金融商品の複雑化、世界的な過剰流動性、金融グループのグローバル化や新業態であるフィンテックの台頭などにより金融モニタリングの更なる高度化が要請される中、金融庁と日銀の限られたリソースを効果的に利活用することも求められている。例えば、英国では、リーマンショック時の対応の反省に立ち、金融モニタリング機能をBOE（中央銀行）に集約する改革を行っている。なかんずく、コロナ禍で实体经济が大きくダメージを受けており、この先万が一にも金融危機へ拡大することのないよう、金融庁と日銀の更なる連携強化が持つ意義は大きい。

また、金融イノベーションを促進する観点からも、デジタルバンクなどの新規銀行の免許審査と日銀当預開設手続を行う際に両者の重複をできる限り省くことが望ましい。開設後も既存金融機関ほど体制に余裕の無い外国銀行・証券にも十分に対応可能なものとするのが我が国の国際金融ハブ化にも資する。

CLOのエクスポージャー調査や大手行のストレステストの共同実施など金融庁・日銀が連携強化に努めてきたことは評価しつつも、上記の現状認識に基づき、「最後の貸し手」としての日銀の独立性を尊重しつつ、政府・日銀に対して、以下で述べる提言を着実に実施することで両者に存する縦割りを打破し、一体化とも近い検査と考査の運用を実現することを求める。

2. 検討の方向性

（1）データの一元化

金融庁検査と日銀考査の一体的運用のポイントはデータの統合にある。将来的には、金融機関が金融庁と日銀と同時に提出できる「共同データプラットフォーム」

(仮称)を構築できるよう、共同研究を開始すべきである。そのプラットフォームは金融機関が当局が定めた計表に加工・入力させることなく直接金融機関のシステムから取得できるものであることが望ましい。この間も、金融庁・日銀は書面による提出資料のデジタル化、計表統合・廃止の更なる推進、モニタリングデータ共有の仕組み整備などを本事務年度より実施すべきである。

(2) 金融庁検査・日銀考査の連携

データの次に重要な点は金融庁・日銀の方針や問題意識の共有と役割分担である。コロナ対応など経済社会的に大きな課題が生じた時に特に、金融機関にとって金融庁・日銀両者の金融モニタリングの重複感が増幅される。平時はもとより緊急時にも両者の「目線合わせ」が重要となる。具体的には、本年度中に「検査・考査連携会議」(仮称)を設置し、来年度より同じ検証項目について近接したインタビューで検査・考査が入る金融機関が排除されるよう、年度の計画段階から予め検査計画・考査計画に調整する(検証項目を含む)、金融機関の同意を得た検査・考査結果を共有する、金融庁・日銀双方にとって重要な課題で迅速かつ詳細な実態把握が必要な場合などに両者が分担して検査・考査を行い、その結果を共有する仕組みを構築すること(共通モニタリング・システム)を提言する。

さらに、コロナ禍でリモートワークが普及・定着する中で、対面を原則とするオンラインモニタリングのあり方も抜本的に見直す必要がある。日銀はコロナ対応の一環として考査に準ずるオンライン調査を、金融庁もリモート手法を積極的に活用した検査を実施している。これを特例的な対応とせず、コロナ終息後も引き続きオンラインでのやり取りを中心として、実地や対面調査はその必要性を厳密に考慮しながら実施すべきである。

(3) 金融庁・日銀の分業・協業の深化

変化の激しい現在の金融環境に鑑み、大手金融機関につき日銀考査を3年に一度行うなどの固定的な運用は見直す必要がある。まずは、金融庁が行う常時検査と日銀のオフサイトモニタリングを一体的に運用しつつ、その実効性を踏まえ、ターゲットを明確化して機動的に行い頻度についても柔軟な検査・考査の形を模索すべきである。同様に、小規模な地銀や信金の考査についても、システミックリスクを勘案して必要な先について実施することや、地域金融の維持の可能性についての分析に重点を置くなどにより、実効性と効率性双方を追求することが可能とならないか。この点で、金融庁検査と日銀考査のみならず、財務局における検査との連携も同時に強化すべきである。

この間、日銀は、高度化する金融機関のシステムのモニタリングや、多様化する資金決済のモニタリングなど人材や情報の面で強みを有する分野に注力すべきではないか。また、近年重要性を増すマクロ・プルーデンス(金融システムの健全性・

安定性に関する総括的な分析、カウンター・シクルカル・バッファの決定等)についても、多数の優秀なエコノミストを擁する日銀が、金融庁と緊密な連携の下、主導的な役割を担うべきである。

このように、限られたリソースの中で、金融庁と日銀がデータを共有しつつ互いに強みを生かせる分野の分業・協業体制を築くことで、より質の高いモニタリングが実現される。

(4) その他

新規銀行や外国銀行・証券の参入促進のため、金融庁の銀行免許審査や日銀の当預開設手続におけるヒアリングの一部共同実施や、事業報告書等同様の情報を金融庁・日銀等複数の宛先に報告するなどの状況の早期改善も求めたい。

最後に、上述の諸施策を実施するにあたり障害となる関連制度があれば、その見直しも検討すべきである。

以上